

4Kブラビアパック利用規約

宮崎ケーブルテレビ株式会社

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 宮崎ケーブルテレビ株式会社(以下「当社」といいます)は、4Kブラビアパック利用規約(以下「本規約」といいます)を定め、これにより第4条に規定する「4Kブラビアパック」サービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。

(本規約の変更)

第2条 当社は、本サービスの契約者(以下「契約者」といいます)の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。本規約を変更した場合、本サービスの提供条件は変更後の本規約によります。

2 当社は、この規約を変更するときは、当社のホームページほか当社が別に定める方法により通知します。

(本サービスの提供地域および提供範囲)

第3条 本サービスの提供地域は、契約者が当社サービスを利用する場所に限りません。

2 契約者は、理由の如何を問わず、当社サービスの利用場所以外で本サービスの提供を受け、または利用することはできません。

(本サービスの内容)

第4条 当社は、契約者に対し、別表1に定める関連機器(以下、「物件」)をリース契約にて引き渡します。契約者は、別表1に定める月額料金を当社に支払うものとします。

第2章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、物件ごとに本サービスの利用規約を締結します。この場合、1世帯につき1台のお申し込みが上限となります。

(契約申込の条件)

第6条 本サービスの契約申込にあたり、申込時点において次の各号の条件を全て満たしている必要があります。

(1)現在、当社サービス(ケーブルテレビまたはインターネット)を6か月以上継続してご利用中、かつ、直近の6か月以内のご利用料金の滞納がないお客様

※ついちよる一む入居者様は対象外となります。

※過去のお支払い状況等により、お申し込みをお断りする場合がございます。

(2)ご契約者様が18歳以上であること。

(3)当社サービスのご契約場所をご利用いただくこと。

(4)本サービスのご利用料金を当社サービス(ケーブルテレビまたはインターネット)と同一登録口座よりお支払いいただくこと。

(契約申込の方法)

第7条 本サービスの契約は、当社が別に指定する方法によって申し込むものとします。

2 当社は次の各号に該当する場合には、契約申込を承諾しない場合があります。

- (1) 本サービスの提供が技術的に困難と思われるとき。
 - (2) 契約申込者が本サービス契約上の債務の支払いを怠る恐れがあるとき。
 - (3) 契約申込者が第 1 項の本サービスの申込書に虚偽の事実を記載したとき。
 - (4) 契約申込者が、過去、本サービス他当社のサービスにおいて、契約約款などの規定に違反したことがあるとき。
 - (5) 契約申込者が、第 6 条(契約申込の条件)に定める申込条件を満たしていないとき。
- 3 当社が申込を承諾しない場合には、当社は契約申込者に対し、当社が定める方法により、その旨を通知します。

(申込内容の変更)

第 8 条 契約者は、第 7 条(契約申込の方法)の申込内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に届出するものとします。

2 前項の届出を怠った場合に、当社からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることを予め異議なく承認するものとします。

3 第 10 条(利用期間)に定める利用期間中に契約物件の変更を行うことはできません。ただし、物件の買い取り、または途中解約を行い、新たに契約を締結した場合は、この限りではありません。

(契約の成立)

第 9 条 利用契約は、当社が本サービスの申込を承諾することにより成立するものとします。

(利用期間)

第 10 条 本サービスの利用開始月は、物件を設置した日の属する月の翌月とします。また、利用期間は、利用開始月から起算し 60 か月間となります。

2 契約者は利用期間満了日の 1 か月前までに、次のいずれかから希望する利用期間満了時の対応を選択し、当社が別途定める方法により当社へ通知するものとします。

- (1) 別表2に定める撤去費用および設置費用を支払い、新たにリース契約を締結いただく。
- (2) 別表1に定める買取費用を支払い、物件を買い取る。
- (3) 別表2に定める撤去費用を支払い、当社が物件の回収を行う。

3 前項に定める期間までに契約者からの通知が当社へなされていない場合、契約者は、前項 2 号の対応を選択したものとします。

(利用期間内の途中解約など)

第 11 条 本サービスの契約者は、第 10 条(利用期間)で定める利用期間内に本サービスを解約またはすべての当社サービスの契約を解約した場合、次のいずれかから希望する対応を選択し、当社所定の期日までに一括して支払うものとします。

- (1) 別表3 に定めるリース料残額および別表1 に定める買取費用を支払い、物件を買い取る。
- (2) 別表3 に定めるリース料残額および別表2 に定める撤去費用を支払い、当社が物件の回収を行う。

2 前項に定める期間までに契約者からの通知が当社へなされていない場合、契約者は、前項 1 号の対応を選択したものとします。

(物件の返還など)

第 12 条 契約者は、第 10 条(利用期間)2 項 1 号もしくは 3 号、または第 11 条(利用期間内の途中解約など)1 項 2 号に基づき、当社が物件の回収を行うこととなった場合、契約者の費用により物件を原状回復するものとし、契約者は、別表2 に定める回収料金の支払いを要します。原状回復が必要な場合とは、通常損耗の範囲を超えると当社が判断し

た故障や傷など、もしくはケーブルなどの付属品が欠品していることを指します。原状回復できない場合、契約者は直ちにその旨を当社に通知するものとします。

2 契約者は、当社が別に定める方法により、物件の設定を初期出荷状態に戻した上で返還するものとします。

3 当社の責めに帰すべき場合を除き、契約者が当社に物件の回収の希望を通知した日から1か月以内に当社が物件を回収することができない場合、契約者は、別表1に定める買取費用を支払い、物件を買い取るものとします。

4 当社が契約者から回収した物件については、いかなる理由があっても当社は契約者に返送しないものとします。また、契約者から当社に返還された物件の設定情報などについて、当社は保証および一切の責任を負いません。

(契約者の地位の承継)

第13条 相続により契約者の地位の承継があったときは、相続人は当社所定の書面にこれを証明する書面を添えて速やかに当社に届け出るものとします。

(物件の利用など)

第14条 契約者は、本規約の各条項および当社の指示に従い、物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管します。

2 物件の使用に必要な電源および電気などに係る費用は、契約者の負担とします。

(物件の設置および引渡しなど)

第15条 当社は、当社の責任で当社が指定する者(以下「指定業者」と言います。)によって契約者の指定する場所に物件を設置するものとし、契約者は、別表2に定める設置費用の支払いを要します。

2 当社の責めに帰すべき場合を除き、前項に定める物件の設置ができず、契約者が契約の解除を行った場合、契約者は、別表2に定める設置費用の支払いを要します。

3 契約者の指定する場所への物件の設置をもって、契約者への引渡しが完了したものとします。

(保証)

第16条 当社は、指定業者による引渡し時において、物件をその目的に従って利用した場合に正常に機能することのみを保証します。

(修理・交換)

第17条 契約者は、物件に故障、毀損などが生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

2 当社は、契約者が物件本来の目的に従った使用をしていたにもかかわらず、契約者の責任ではない故障、毀損などが生じた場合に限り、当社負担で物件の修理もしくは交換を行います。

3 契約者の責任により物件の故障、毀損などが生じた場合、その修理もしくは交換の費用については、契約者の負担とします。修理もしくは交換費用については、別途定めるとおりとします。なお、故障状態によっては、リース料残額をお支払いいただいた上で契約を途中解約いただき、新たに契約をしていただくことがあります。

4 修理もしくは交換を行う際、物件に記録されている設定情報などは保証の対象外となります。

5 修理の手配を目的とし、修理業者に対して、契約者の個人情報(名前、電話番号、住所)と型式など修理に必要な情報を提供いたします。当該個人情報の目的外利用は一切いたしません。

6 物件の修理は、メーカーの保証に基づき、メーカーおよびリース会社が指定する修理業者に依頼をします。メーカー保証期間は、物件の設置完了日から60か月となります。

7 契約者が買い取りを行った物件に関しては、メーカー保証に基づき、契約者が直接メーカーと修理に関する調整を行うものとします。

8 前項の規定に関わらず、買い取りを行っていない物件であっても、契約者は直接メーカーと修理に関する調整を行う

ことがあります。

(物件の滅失、破損、盗難など)

第 18 条 本物件は、リース会社からの転貸物件となり、リース会社がリース動産総合保険を付保しています。以下の【保険適用となる損害】に該当する場合、契約者は、直ちにその旨を当社に通知することで、修理または物件の途中解約にかかる費用(別表3 のリース料残額)が免除されます。なお、【保険適用となる損害】であっても、保険会社が保険適用可否の最終判断を行います。【保険が適用されない損害】に該当する場合、契約者の負担にて修理または物件の途中解約を行うものとします。

【保険適用となる損害】

- 火災・落雷・破裂による損害
- 風・ひょう・雪害による損害
- 破損による損害
- 輸送する車両、船舶等の衝突・脱線・転覆・沈没・座礁による損害
- 車両の衝突・接触による損害
- 水害による損害
- 航空機の墜落・接触、航空機からの落下物による損害
- 労働争議に伴う暴行による損害
- 雨淡水漏による損害
- 建物または橋梁の崩壊による損害
- 盗難による損害
- 従業員の誤操作による損害
- 偶然・外来に起因するショート、スパーク、過電流等の電氣的事故による損害

(全件国内での保険事故の場合が前提です)

【保険が適用されない損害】

- 故意または重大な過失による損害
- 自然の消耗・かび・さび・変質・ねずみ(虫)食い・および瑕疵による損害
- 差押え、挑発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 戦争・暴動などによって生じた損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 原子力または放射線汚染によって生じた損害
- 修理・調整などの作業中の事故
- 詐欺・横領・置き忘れ・紛失による損害
- 管球類の単独損害
- 部品・消耗品の単独損害
- コンピューターソフトウェアのウイルスによる損害および、作業上の過失による損害

2 リース会社による動産総合保険の保険金額は、期間経過とともに逡減していきます。

3 保険適用の損害が発生した際、修理費が損害発生時の保険金額範囲内の場合、契約者の修理費の支払いは免除され修理実施となります。また修理費が損害発生時の保険金額を超える場合、または物件が滅失、盗難などとなり、修理不能な場合、物件の途中解約となります。この場合、契約者はリース料残額の支払いが免除されます。

4 契約者が虚偽の申告または不正な手段(以下「不正行為」と総称します。)により保証修理の依頼を行った場合、当社

は当該契約者に通知することにより、本契約を解約できるものとします。なお、当社が保証修理を行った後に不正行為が判明した場合も同様とし、当社は当該不正行為のあった日に遡り契約を解約できるものとします。この場合、当社は契約者に対し、別表3(リース料残額)の金額と、賠償にかかった費用相当分を請求するものとします。

5 契約者が買い取りを行った物件は、動産総合保険の適用外となります。

6 動産総合保険は、当社納品日から60か月間が適用期間となります。お客様宅設置後からの60か月間ではございません。よって、お客様宅に設置するまでの期間も動産総合保険が適用され、期間経過とともに通減していきます。

(当社が行う解約)

第 19 条 契約者が次のいずれかに該当する場合は、当社は、その契約者に事前に何ら通知することなく、本サービスの利用契約を解約できるものとします。

- (1) 契約者が本規約または個別規定などに違反する行為を行ったと当社が判断した場合
- (2) 連絡先変更の届出を怠るなどの契約者の責めに帰すべき理由により、契約者の所在が不明になりまたは連絡が取れない場合
- (3) 本サービスの運営を妨害または当社の名誉信用を毀損した場合
- (4) 契約者が利用料金などの支払いを怠った場合
- (5) 第 24 条(利用に係る禁止行為)の規定に違反した場合
- (6) その他、当社が契約者として不相当と判断した場合

2 前項に基づき、本サービスの利用を解約された契約者は、別表3に定めるリース料残額および別表1に定める買取費用を支払い、物件を買い取るものとします。

3 第 1 項により契約を解約された契約者は、期限の利益を喪失し、契約解約の時点で発生している当社に対して負担する債務の一切を一括して履行するものとします。

第3章 料金など

(月額料金と利用開始月)

第 20 条 契約者は、契約物件に応じて別表1に定める月額料金の支払いを要します。

2 本契約が途中解約されない限り、本サービスの利用が継続されているものとみなし、利用の有無にかかわらず本サービスの月額料金が発生します。

3 契約者が支払う本サービスの月額料金は、物件設置翌月から発生し、以降、月単位で発生するものとします。

4 本契約が途中解約された場合、および当社が契約の解約を行った場合、月額料金は解約月まで発生します。

5 リース料の前払いは、本サービスでは受け付けないものとします。

(支払い方法)

第 21 条 契約者は、月額料金その他の費用について、当社が定める期日までに当社の他サービス利用料と合算で当社の定める支払い方法にてお支払いいただきます。

(消費税計算)

第 22 条 当社は、本サービスの料金に係る消費税相当額を計算し、契約者は当該消費税の支払いを要します。

第4章 損害賠償など

(責任の範囲)

第 23 条 当社は、本サービスの利用に起因する損害(情報などが破損もしくは滅失したことによる損害)について、第 20 条(月額料金と利用開始月)に定める月額料金を限度に契約者に賠償します。ただし、当社の故意または重大な過失

がある場合は、その限りではないものとします。

2 当社は、物件の保守点検、修理などにあたって、物件が接続される契約者の通信機器その他契約者の設備、物品などに生じた損害について、第 20 条(月額料金と利用開始月)に定める月額料金を限度に賠償します。ただし、当社の故意または重大な過失がある場合は、その限りではないものとします。

3 火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他不可抗力による物件の故障、破損または滅失などに関しては、当社はその責任を負わないものとします。

4 契約者による物件の使用または管理に起因して発生したいかなる損害についても、当社は何人に対しても責任を負わず、契約者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

(利用に係る禁止行為)

第 24 条 契約者は、本規約、個別規定などおよび適用されるすべての法律並びに規則などを守り、自らの本サービスの利用およびその結果について、一切の責任を負うものとします。また、契約者は、本サービスを通じて次のような行為を行うことはできません。

- (1) 本サービスを利用して、第三者に対して視聴させるなどの、著作権を侵害する行為
- (2) 本サービスにより利用しうる情報の修正、翻案、変更、改ざん、切除、翻訳、その他の改変行為
- (3) 刑法上の犯罪行為、民事上の不法行為、その他適用される国内法・国際法・国際条約などに違反する行為または公序良俗に反する行為
- (4) 本サービスの運営を妨害する行為、または当社が承認していない営業行為
- (5) 本サービスに接続しているネットワークを妨害または混乱させる行為
- (6) 他の契約者による本サービスの利用および享受を妨害する行為
- (7) 当社、他の会員または第三者の名誉、人格もしくは信用などを毀損する行為または不利益を与える行為
- (8) 当社、他の会員または第三者の知的財産権(商標権、特許権、実用新案権、著作権等)の権利を侵害する行為
- (9) 契約者として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却または契約者として有する権利への質権の設定など、担保に供する行為
- (10) 利用期間中に契約者が物件を転売する行為
- (11) その他当社が不適切と判断する行為

第5章 雑則

(契約者情報の利用)

第 25 条 当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、または請求書の送付先などの情報を、当社のサービスに係る契約の申し込み、契約の締結、修理・交換対応、保険の請求、料金の適用または料金の請求その他の当社の利用規約などの規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。本サービスの提供にあたり取得する契約者の個人情報(当該情報によりまたは他の情報と照合することにより、契約者本人を識別し得る情報をいいます)を当社が別途定める「プライバシーポリシー」に従い取り扱います。

(業務委託)

第 26 条 当社は、本サービスの業務の全部または一部を当社の責任において第三者に委託することがあります。

(分離性)

第 27 条 本規約のいずれかの規定が法律に違反していると判断された場合、無効または実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効かつ実施可能とします。

(準拠法)

第 28 条 本規約は、日本の国内法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとします。

(本サービスの終了)

第 29 条 当社本サービスを終了することがあります。

2 本サービスを終了するときは、当社は終了する3か月前までに、その旨を別途定める方法で通知あるいは告知します。

(紛争の解決)

第 30 条 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議などが生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は、宮崎簡易裁判所または宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(キャンペーンなどの適用)

第 31 条 契約者が、当社別に定めるキャンペーンの適用条件に適合する場合、当該キャンペーンが適用されます。

附 則

(実施期日)

本規約は、2022 年 9 月 13 日より実施します。

本規約は、2022 年 12 月 8 日より改訂の上、実施します。

本規約は、2024 年 3 月 31 日より改訂の上、実施します。

別表1(物件一覧)

	型式	サイズ	月額料金	買取費用
4K液晶ディスプレイ (チューナー非搭載) ※2024年2月29日をもって新規受付終了	FW-43BZ30J/CT	43V型	1,980円	3,960円
	FW-50BZ30J/CT	50V型	2,420円	4,840円
	FW-55BZ40H/CT	55V型	2,750円	5,170円
	FW-65BZ40H/CT	65V型	3,520円	6,600円
	FW-75BZ40H/CT	75V型	5,863円	11,550円
4K液晶テレビ (チューナー搭載) ※2022年12月8日をもって新規受付終了	KJ-43X85J/CT	43V型	2,750円	4,400円
	XRJ-50X90J/CT	50V型	3,520円	5,720円
	XRJ-55X90J/CT	55V型	4,180円	5,720円
	XRJ-65X90J/CT	65V型	4,620円	8,140円
	XRJ-75X90J/CT	75V型	5,940円	10,560円
4K液晶テレビ (チューナー搭載) ※2024年2月29日をもって新規受付終了	KJ-43X85K/CT	43V型	2,750円	5,390円
	XRJ-50X90K/CT	50V型	3,520円	6,380円
	XRJ-55X90K/CT	55V型	4,180円	8,470円
	XRJ-65X90K/CT	65V型	4,620円	9,570円
	XRJ-75X90K/CT	75V型	5,940円	12,430円
4K液晶テレビ (チューナー搭載)	KJ-43X80L	43V型	3,080円	7,040円
	KJ-50X80L	50V型	3,520円	7,700円
	KJ-55X80L	55V型	4,180円	8,580円
	KJ-65X80L	65V型	4,620円	11,000円
	KJ-75X80L	75V型	5,940円	14,080円

※買取費用は、リース期間満了時またはリース期間中の解約において、買い取りをご希望の場合のみ発生します。

別表2(作業料金など)

設置費用	11,000円
撤去費用	11,000円

別表3(リース料残額)

リース料残額
月額料金 × (60か月 - 利用月数)

※表記の金額はすべて税込金額です。

※消費税率は、将来変動する場合があります。